

情報公開審査会答申の概要

答申第 991 号（諮問第 1499 号）

件名：簡易な旅行命令簿等の一部開示決定に関する件

- 1 開示請求
平成 27 年 11 月 25 日
- 2 原処分
平成 28 年 2 月 5 日（一部開示決定）
愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示とした。
- 3 異議申立て
平成 28 年 2 月 8 日
原処分の取消しを求める。
- 4 諮問
平成 28 年 8 月 17 日
- 5 答申
令和 4 年 2 月 28 日
- 6 審査会の結論
知事が、本件行政文書の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。
- 7 審査会の判断
 - (1) 判断に当たっての基本的考え方
愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。
当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。
 - (2) 本件行政文書について
本件行政文書のうち、分類 1 から分類 3 までは、平成 26 年 4 月 1 日から開示請求日である平成 27 年 11 月 25 日までの期間における、建設部建設業不動産課（当時）の職員の出張に際して作成された簡易な旅行命令簿、旅行命令書、旅費確認書である。
分類 4 に掲げる文書は、同期間において出張を命ぜられた同課の職員がその内容及び結果を旅行命令権者に報告するために作成した復命書であ

る。

実施機関は、これらの文書のうち別表の 3 欄に掲げる部分を同表の 4 欄に掲げる規定に該当するとしてそれぞれ不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について以下検討する。

イ 実施機関によれば、分類 1 から分類 3 までのうち用務先として開示しないこととした部分には相手方の自宅住所等、分類 2 及び分類 3 には職員番号、職員及び個人の自宅所在地がわかる部分並びに試験作成事務に従事した職員等の氏名が、それぞれ記載されているとのことである。

また、当審査会において分類 4 の不開示部分を見分したところ、文書 1、文書 3、文書 5、文書 8 から文書 10 まで、文書 12、文書 14、文書 16、文書 19 及び文書 21 から文書 24 までには一般財団法人の職員の氏名、文書 7 及び文書 20 のうち建設工事紛争審査会功労者表彰候補者推薦票には候補者の氏名、所属及び役職等、文書 10 には個人の顔写真、文書 17 のうち宅地建物取引に係る紛争相談票には相談者の氏名や相談内容が、それぞれ記載されていることが認められた。

これらの情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

試験作成事務に従事した職員氏名については、公務員の氏名であるが、試験作成事務に従事した職員氏名が公になった場合、その者への圧力や干渉等が懸念されることから、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるため、同号ただし書ハには該当しない。

そのほか、これらの情報が同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、いずれも、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の

権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第7条第3号イ該当性について、以下検討する。

イ 立入検査を受けた事業者に係る情報について

実施機関によれば、分類1から分類3まで及び文書11のうち開示しないこととした法人及び事業を営む個人の所在地がわかる部分並びに文書11のうち開示しないこととした法人名、代表者氏名、事業を営む個人名及び許可番号は、宅地建物取引業法に基づく立入検査を受けた事業者に係る情報であり、これらの情報は、公にすることで、当該事業者の社会的評価の低下につながるものであることから、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められた。

ウ 宅建システム及び建設業情報管理システムに関する情報について

実施機関によれば、文書3、文書8、文書14及び文書22のうち宅建システムに関する部分には、一般財団法人不動産適正取引推進機構が管理し、オンラインによって国や他の都道府県とつながっている宅建システムの障害の状況や対応等に関する情報が記載されており、公にすることで、当該システムの脆弱性等に関する情報をもとにシステム管理上の支障やシステム内で管理している資格者の個人情報等が不正に取得される可能性等がある情報が記載されているとのことである。

また、実施機関によれば、文書4、文書9、文書15及び文書24のうち開示しないこととした建設業情報管理システムに関する部分には、建設業許可、経営事項審査に係る行政事務システムとして一般財団法人建設業情報管理センターが開発、所有するシステムの仕様に関する情報が記載されているとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報は、当該法人の技術上のノウハウ等に関する情報であり、公にすることで、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められた。

エ 以上のことから、これらの情報は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中に

は、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、分類2、分類3、文書2、文書6、文書12、文書13及び文書18のうち開示しないこととした試験作成事務に従事した個人が特定される部分並びに試験作成事務に係る日程及び所在地に関する部分には、実質的に試験問題を作成した者や試験問題を作成した期日及び場所を識別できる情報、あるいは他の情報と照合することにより、それらを識別することができる情報が記載されているとのことである。試験作成事務に従事した者が公になれば、その者への圧力や干渉等が懸念され、今後の試験問題の作成において支障が生じること、また、試験問題作成期間や作成場所が公になれば、次回以降の試験問題作成の時期や場所がある程度特定されかねず、仮に作成場所を特定された場合、受験予定者の試験問題作成場所への侵入等といった違法な行為が容易になり、試験作成事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、当審査会において文書12のうち開示しないこととした試験作成事務に関する部分及び試験結果に関する部分を見分したところ、個別の問題の正答率や試験問題の作成手法が記載されており、これらを公にすれば、本来必要な知識の習得に臨まない受験者の出現が懸念され、試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするなど、試験作成事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ よって、これらの情報は、条例第7条第6号に該当する。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 分類	2 行政文書の名称		3 開示しないこととした部分	4 開示しないこととした根拠規定
1	簡易な旅行命令簿		・用務先	条例第7条第2号
			・法人及び事業を営む個人の所在地が分かる部分	条例第7条第3号イ
2	旅行命令書		・職員番号 ・職員氏名 ・用務先 ・職員及び個人の自宅所在地がわかる部分	条例第7条第2号
			・法人及び事業を営む個人の所在地がわかる部分	条例第7条第3号イ
			・試験作成事務に従事した個人が特定される部分 ・試験作成事務に係る日程及び所在地に関する部分	条例第7条第6号
3	旅費確認書		・職員番号 ・職員氏名 ・用務先 ・職員及び個人の自宅所在地がわかる部分	条例第7条第2号
			・法人及び事業を営む個人の所在地がわかる部分	条例第7条第3号イ
			・試験作成事務に従事した個人が特定される部分 ・試験作成事務に係る日程及び所在地に関する部分	条例第7条第6号
4	文書 1	「宅地建物取引法改正等に関する意見交換会」復命書	・個人の氏名	条例第7条第2号

1 分類	2 行政文書の名称	3 開示しないこととした部分	4 開示しないこととした根拠規定
文書 2	「平成 26 年度（宅地建物取引主任者資格）試験委員会 WG 第 1 回検討会議」復命書	<ul style="list-style-type: none"> ・試験作成事務に従事した個人が特定される部分 ・試験作成事務に係る日程及び所在地に関する部分 	条例第 7 条第 6 号
文書 3	「平成 26 年度宅建システム管理運営部会」復命書	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名 	条例第 7 条第 2 号
		<ul style="list-style-type: none"> ・宅建システムに関する部分 	条例第 7 条第 3 号イ
文書 4	「建設業情報管理システム研修（許可・経審）」復命書	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業情報管理システムに関する部分 	条例第 7 条第 3 号イ
文書 5	「平成 26 年度 宅地建物取引業法事務担当者会議（前期）」復命書	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名 	条例第 7 条第 2 号
文書 6	「平成 26 年度（宅地建物取引主任者資格）試験委員会 WG 第 2 回検討会議」復命書	<ul style="list-style-type: none"> ・試験作成事務に従事した個人が特定される部分 ・試験作成事務に係る日程及び所在地に関する部分 	条例第 7 条第 6 号
文書 7	「第 36 回全国建設工事紛争審査会連絡協議会役員会・総会」復命書	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事紛争審査会功労者表彰候補者推薦票 	条例第 7 条第 2 号
文書 8	「平成 26 年度宅地建物取引業法主管者協議会北陸・東海ブロック会議」復命書	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名 	条例第 7 条第 2 号
		<ul style="list-style-type: none"> ・宅建システムに関する部分 	条例第 7 条第 3 号イ
文書 9	「建設業情報管理システム運営委員会」復命書	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名 	条例第 7 条第 2 号
		<ul style="list-style-type: none"> ・建設業情報管理システムに関する部分 	条例第 7 条第 3 号イ

1 分類	2 行政文書の名称	3 開示しないこととした部分	4 開示しないこととした根拠規定
文書 10	「平成 26 年度東海 4 県建設業係長会議」復命書	・個人の氏名及び顔写真	条例第 7 条第 2 号
文書 11	「現地確認及び事情聴取」復命書	・法人名、代表者氏名、事業を営む個人名及び許可番号 ・法人及び事業を営む個人の所在地が分かる部分	条例第 7 条第 3 号イ
文書 12	「平成 27 年度第 1 回試験委員会」復命書	・個人の氏名	条例第 7 条第 2 号
		・試験作成事務に係る日程に関する部分 ・試験作成事務に関する部分 ・試験結果に関する部分	条例第 7 条第 6 号
文書 13	「平成 27 年度（宅地建物取引士資格）試験委員会 WG 第 1 回検討会議」復命書	・試験作成事務に従事した個人が特定される部分 ・試験作成事務に係る日程及び所在地に関する部分	条例第 7 条第 6 号
文書 14	「平成 27 年度宅建システム管理運営部会」復命書	・個人の氏名	条例第 7 条第 2 号
		・宅建システムに関する部分	条例第 7 条第 3 号イ
文書 15	「建設業情報管理システム研修」復命書	・建設業情報管理システムに関する部分	条例第 7 条第 3 号イ
文書 16	「平成 27 年度 宅地建物取引業法事務担当者会議（前期）」復命書	・個人の氏名	条例第 7 条第 2 号
文書 17	「不動産取引相談に係る現地の確認について」復命書	・宅地建物取引に係る紛争相談票	条例第 7 条第 2 号

1 分類	2 行政文書の名称		3 開示しないこととした部分	4 開示しないこととした根拠規定
文書 18		「平成 27 年度（宅地建物取引士資格）試験委員会 WG 第 2 回検討会議」復命書	・試験作成事務に従事した個人が特定される部分 ・試験作成事務に係る日程及び所在地に関する部分	条例第 7 条第 6 号
文書 19		「平成 27 年度（前期）庶務県・幹事県会議」復命書	・個人の氏名	条例第 7 条第 2 号
文書 20		「第 37 回全国建設工事紛争審査会連絡協議会役員会・総会」復命書	・建設工事紛争審査会功労者表彰候補者推薦票	条例第 7 条第 2 号
文書 21		「第 48 回処分事例検討委員会」復命書	・個人の氏名	条例第 7 条第 2 号
文書 22		「平成 27 年度宅地建物取引業法主管者協議会北陸・東海ブロック会議」復命書	・個人の氏名	条例第 7 条第 2 号
			・宅建システムに関する部分	条例第 7 条第 3 号イ
文書 23		「宅地建物取引業法主管者協議会平成 27 年度（後期）庶務県・幹事県会議」復命書	・個人の氏名	条例第 7 条第 2 号
文書 24		「建設業情報管理システム運営委員会」復命書	・個人の氏名	条例第 7 条第 2 号
			・建設業情報管理システムに関する部分	条例第 7 条第 3 号イ